

番	号	
---	---	--

令和 7年 4月 1日

契約結果調書

件名	障害児相談支援事業・特定相談支援事業業務委託		
契約日	令和 7年 4月 1日		
契約期間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 まで（365日間）		
履行場所	瀬戸市宮脇町4-8 児童発達支援センター 瀬戸市発達支援室内		
予定価格	事後公表 30,223,800 円 （見積書比較価格 27,476,182 円）		
契約金額	30,223,800 円（うち取引に係る消費税等 2,747,618 円）		
受注者	20040988-0 特定非営利活動法人サポート&ケア 愛知県瀬戸市共栄通1丁目12-1		
契約の相手方とした理由	別紙のとおり		
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。		
契約区分	総価契約（単年総価契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約2号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
業種	その他の業務委託等		
担当課	児童発達支援センター		
契約内容	障害児及びその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、及び各種福祉サービスの利用調整等必要な援助を行う相談支援業務。		
備考			

当初受付番号 7-000147
契約番号 7-080192-0

契約の相手方とした理由

本事業は、瀬戸市児童発達支援センターに関する条例に基づき瀬戸市が実施主体となるが、「指定障害児相談支援事業」及び「指定特定相談支援事業」の両方の指定を受けることができる者に委託が可能である。業務の内容は、障害児及びその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、及び各種福祉サービスの利用調整等の必要な援助を行うことであり、時には急を要する相談にも対応する必要がある。

そのため、本事業を委託するに当たっては、障害の特性に応じ緊急の事態の相談への対応や、適切な援助を行うことで障害児が将来自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するためにも「指定一般相談支援事業」の指定を受けることができる者であることも望まれる。

さらに、本事業の履行に当たっては、日ごろから関係機関との連携を図り、地域の特性や市内の福祉サービス事業所の状況を常に把握し、必要な支援を速やかに行うことが求められることから、市内の業者でなければ適切な履行が極めて困難である。

以上これらのすべての要件を満たし、本市の仕様書に基づく業務が確実に履行可能と思われる業者は、あいち電子調達共同システム（物品等）の入札参加資格者名簿に「0316 その他の業務委託等」の登録がある業者のうち、特定非営利活動法人サポート&ケアに限られることから、当業者を選定した。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するもの。